

大阪市奨学条例の一部を改正する条例案

大阪市奨学条例（昭和24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条中「各号」を「各号に掲げる場合」に改め、同条第1号中「変更し」を「変更し、」に、「転学」を「転学し、」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「奨学費」を「前号に掲げる場合のほか、奨学費」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 本市以外の者から前条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

説 明

奨学費の支給の停止又は減額の対象となる場合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市奨学条例（抄）

（奨学費の支給の停止又は減額）

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額することがある。

(1) 正当の事由がなく履修学科を変更し 又は転学 若しくは退学したとき
変更し、 転学し、

(2)－(4) 省 略

(5) 本市以外の者から前条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき

(5) 前号に掲げる場合のほか、奨学費の支給が不必要となつたとき

(6)

(6)－(7) 省 略

(7) (8)